

令和5年度農業教育高度化事業（海外農業研修事業）補助金 募集要項

奈良県は、輸出や海外への事業展開等を目指す等、国際的な経営感覚や国内外の流通現場で通用する優れたコミュニケーション能力を習得した農業の担い手を育成するため、将来的に就農を目指し、公益社団法人国際農業者交流協会（以下、J A E Cという。）の海外農業研修に参加する若者に対し費用の一部を補助します。

ただし、この補助金は、補助金を申請する方が、補助対象経費を全額 J A E C に支払った後に県から支払われる補助金ですのでご注意ください（概算払不可）。

また、この補助金は、就農準備資金との重複受給はできません。

【事業の概要】

補助対象者	<ul style="list-style-type: none">・農業に従事する意思があると宣言する学生等・将来的に奈良県で地域農業のリーダーとなることが期待される者・J A E C の農業研修生海外派遣事業の応募者要件を満たす者
補助対象経費	補助対象者が J A E C に支払う経費のうち以下の経費 <ul style="list-style-type: none">・研修参加申込金・研修費 <small>（研修費に含まれない費用（海外旅行保険料等）は、補助対象外）</small>
補助額	研修生1名につき1海外研修当たり補助対象経費の2分の1又は60万円のいずれか低い額
補助対象人数	2名
補助対象とする農業海外研修	ア 期間が、3ヶ月以上18ヶ月未満の海外農業研修 イ 場所、内容等が、事前に確認できる海外農業研修 ウ 農業に関する知識・技術を学ぶことを目的とした海外農業研修 エ 海外農業研修に係る経費の使途、内訳等が確認できること

本補助金を希望する方は、下記の手続きを行ってください。なお、下記の手続きは補助金の申込についてのものであり、海外農業研修への参加にかかる応募手続きは、別途 J A E C へ行ってください。

（1）補助金の応募(事業計画の承認申請)について

当事業の補助金を受けたい方は、下記の①～④の書類を、令和5年7月31日(月曜日)17時まで必着で、奈良県食と農の振興部農業水産振興課へ郵送にて提出してください。

- ①奈良県新規就農者確保事業のうち農業教育高度化事業（海外農業研修事業）事業計画書（第11号様式）
- ②奈良県新規就農者確保事業補助金（海外農業研修事業）計画書（第3－3号様式）
- ③海外農業研修への応募資格のチェックシート（別紙）
- ④本人確認ができる書類（運転免許証の写し等）

◎郵送先

〒630－8501
奈良市登大路町30
奈良県食と農の振興部農業水産振興課
農産物ブランド戦略係 あて

（2）事業計画の審査および事業計画の承認について

（1）で提出された書類を審査し、審査の結果、採択された方に県より事業計画承認通知（採択通知）をお送りします。それ以外の方には不採択の通知をお送りします（8月下旬）。なお、この採択・不採択通知は、補助金の採択に関するものでありJ A E Cが行う海外農業研修生の選考結果ではありません。

（3）事業計画の承認通知(採択通知)を受けた方の手続き【交付申請】

事業計画の承認通知(採択通知)を受け取った方は、後日行われるJ A E Cの選考を受け合格通知を受理後、令和5年11月6日（月曜日）17時まで必着で、下記の①～③の書類を奈良県食と農の振興部農業水産振興課へ郵送にて提出してください（送付先は（1）と同じ）。

- ①奈良県新規就農者確保事業補助金交付申請書（第1号様式）
- ②奈良県新規就農者確保事業補助金（海外農業研修事業）計画書（第3－3号様式）
（（2）で承認を受けたものと同じもの）
- ③合格通知の写し

上記の書類の受理後、不備がなければ県より補助金の交付決定通知を送付します。

J A E Cの選考で不合格となった場合など研修を取りやめる場合は、補助金の交付申請はできません。その場合は、理由を記載した事業計画の取り下げ報告書（様式任意）を至急送付してください（送付先は（1）と同じ）。

なお、J A E Cの都合により県が指定する日までに交付申請ができない場合は、遅延理由書（様式任意）を提出してください（送付先は（1）と同じ）。県が認めた場合は、県の指定する期日まで申請期間の延長ができます。

（4）交付決定通知を受けた方の手続き①【実績報告・補助金の請求】

J A E Cへの支払いがすべて終了した方は、令和6年1月31日（水曜日）17時まで必着で、下記の①～⑤の書類を奈良県食と農の振興部農業水産振興課へ郵送にて提出してください

(送付先は(1)と同じ)。

- ①奈良県新規就農者確保事業補助金実績報告書(第8号様式)
- ②奈良県新規就農者確保事業補助金(海外農業研修事業)実績書(第3-3号様式)
- ③領収書の写しなど支払が確認できる書類
- ④補助金交付請求書(第9号様式)
- ⑤口座振替申出書兼相手方登録依頼書、振込口座の通帳等の写し

上記の書類を審査後、不備がなければ県より補助金額の確定通知をお送りします。
額の確定後、指定口座へ補助金の振込を行います。

なお、J A E Cの都合により県が指定する日までに実績報告ができない場合は、遅延理由書(様式任意)を提出してください(送付先は(1)と同じ)。県が認めた場合は、県の指定する期日まで報告期間の延長ができます。

(5) 交付決定通知を受けた方の手続き②【帰国後の報告】

研修終了後、帰国後の就農状況等についてのアンケート調査を実施いたしますので
ご対応をお願いします。

(6) 補助金の返還について

以下の場合、補助金を返還いただきますのでご理解をお願いします。

(1) 研修期間が3ヶ月未満になった場合

- ①研修の中断が、自己都合による場合は、全額返還
- ②研修の中断が、災害等の自己の責に帰さない事由による場合で事業者から学生等に研修費の返還があった場合は、全額または一部返還とする。ただしJ A E Cから学生等に研修費の返還がない場合は、返還を求めない。

(2) 研修期間が3ヶ月以上で中止となった場合

返還額の計算方法は、以下の通り

- (A) : 当初の補助金額
- (B) : (研修費総額) - (事業者からの返還額)
- (C) : (B) に対する補助金額(2分の1もしくは60万円のうちの低い額)
- (A) > (C) となるとき、(A) - (C) を返還額とする

(例) 研修生が事業者研修費を100万円支払ったが、自己の責によらない理由により研修が4ヶ月で終了し、事業者より研修生に20万円の返還があった場合

- (A) : 50万円(100万円の2分の1)
- (B) : 100万円 - 20万円 = 80万円
- (C) : 40万円(80万円の2分の1)

返還額は、50万円 - 40万円 = 10万円